

一般社団法人 養秀同窓会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人養秀同窓会と称する。

(事務所)

第2条 この法人の事務所は、沖縄県那覇市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、沖縄県立第一中学校を承継する沖縄県立首里高等学校の発展に寄与するとともに併せて会員相互の親睦をはかり、一中健児之塔及びこの法人の所有する財産を維持管理することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 首里高等学校への支援
- (2) 養秀育英奨学生への奨学金貸与
- (3) 一中健児之塔の管理及び慰靈祭の開催
- (4) 会報の発行、会員名簿の管理
- (5) その他この法人の目的を達成するため必要な事業

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 沖縄県立第一中学校、首里高等学校の卒業生並びに在学した者
- (2) 客員会員 沖縄県立第一中学校及び首里高等学校に教職員として在籍した者で理事会の承認を得た者
- (3) 賛助会員 この法人と目的を同じくする法人又は個人で、入会を希望し理事会の承認を得た者

2 前項の正会員から選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(代議員の選出)

第6条 代議員は正会員の中から、選挙によって選出する。

2 前項の選挙においては、すべての正会員は等しく選挙権を有し、代議員に立候補することができる。理事又は理事会は、代議員を選任する権限を有しない。

3 代議員の定数は、80名以上95名以内とする。

4 代議員選挙は2年に一度、4月に実施すること

とし、代議員の選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

(代議員の任期)

第7条 代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。ただし、任期満了後においても後任者が選出されるまではその職務を行わなければならない。

- 2 代議員が社員総会決議取り消しの訴え（法人法第266条第1項）、解散の訴え（法人法第268条）責任追及の訴え（法人法第278条）及び役員の解任の訴え（法人法第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む）には、前項の規定にかかわらず、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員はなお法人法上の社員たる地位を有するものとする。ただし、当該代議員は、役員の選任及び解任並びに定款変更についての議決権は有しないこととする。

3 任期満了前に退任した代議員の補欠として選出された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選出された代議員の任期は、他の代議員の任期の残存期間と同一とする。

(補欠の代議員の予選)

第8条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えてあらかじめ補欠の代議員を選出することができる。この場合の代議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 2 補欠の代議員を予選する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

- (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選出した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

3 第1項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

(会員の権利)

第9条 会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法14条2項に定める権利（定款の閲覧等）

- (2) 法人法32条第2項に定める権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第50条第6項に定める権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (4) 法人法第51条第4項及び第52条第5項に定める権利（書面又は電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (5) 法人法57条第4項に定める権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 法人法129条第3項に定める権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法229条第2項に定める権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法246条第3項、第250条第3項及び256条第3項に定める権利（合併契約等の閲覧等）

2 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての代議員の同意がなければ、免除することができない。

（正会員の資格の取得）

第10条 この法人の正会員となろうとする者は、沖縄県立首里高等学校を卒業と同時に、入会金1,000円を納入することにより正会員となる。

（社員名簿）

第11条 この法人は、代議員の氏名及び住所を記載した「社員名簿」を作成し、当法人の事務所に備え置くものとする。

2 この法人の社員に対する通知又は催告は、「社員名簿」に記載した住所並びに社員がこの法人に通知した居所にあてて行うものとする。

（経費の負担）

第12条 全ての正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用を分担するために、年会費として、毎事業年度金1,000円を納付するものとする。ただし、納付会費の総額が金30,000円に達した場合は、その後の会費を免除する。

（任意退会）

第13条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第14条 会員が次のいずれかに該当するにいたった時は、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款、その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき
（会員資格の喪失）

第15条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) すべての代議員が同意したとき
- (2) 当該会員が死亡したとき

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既

に納めた入会金、年会費その他の拠出金品は、これを返還しないものとする。

第4章 総会

（構成及び権限）

第16条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

3 総会は次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属書類の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分

（招集）

第17条 この法人の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時総会は、必要に応じて招集する。

2 総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順序に従い他の理事がこれを招集する。

3 総会を招集するには、開催日より1週間前までに、代議員に対して招集通知を発するものとする。

（議長）

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順序に従い他の理事がこれに代わるものとする。

2 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理し、また、命令に従わない者その他、総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

（議決権）

第19条 総会における議決権は代議員1名につき1個とする。

（決議の方法）

第20条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の過半数が出席し、出席した代議員の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の三分の二以上にあたる多数をもっておこなう。

- (1) 定款の変更
- (2) 監事の解任
- (3) 会員の除名
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の

枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が署名又は記名押印して10年間この法人の事務所に備え置くものとする。

第5章 役員及び顧問

(役員の設置)

第22条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事30名以上35名以内

(2) 監事3名以内

2 理事の内1名を会長とし、4名以上6名以内を副会長とする。

3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長の1名をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は理事会の決議によって理事の中から選任する。ただし、首里高等学校長は、副校长又は教頭1名に限り、副会長の候補者として推薦することができる。

3 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にあるものを含む）である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 他の同一団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として政令で定めるものである理事の合計数は、理事の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款が定めるところにより職務を執行する。

2 会長は法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事たる副会長は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第26条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(顧問)

第27条 この法人には重要事項に関して会長の諮問に答えるため、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は会長が推薦し、理事会の承認を得る。

3 顧問に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(報酬等)

第28条 役員及び顧問は無報酬とする。

2 役員及び顧問には、業務上必要があるときは費用を支弁することができる。

3 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める費用弁償に関する規定による。

第6章 理事会

(構成及び権限)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

3 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長がこれを招集し、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順序に従い他の理事がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第31条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長が理事会の承認を得てあらかじめ定めた順序により他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものみなす。ただし、監事が異議を述べた場合を除く。

(職務の執行状況の報告)

第35条 会長及び業務執行理事副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第36条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した会長及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間事務所に備え置くものとする。

第7章 事務局

(事務局及び職員)

第37条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局及び職員に対する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定期総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属書類

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属書類

(6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第41条 この法人は、剰余金を分配することはできない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は、石川秀雄とする。
- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第6条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出されたものとする。この定款の第7条の規定に関わらず、最初の代議員の任期は、一般社団法人に移行した時から、2年後に実施される代議員選挙の時までとする。